



# 袖野駐在所たより 7月号

# ゆの



法務管理局委託 督促状

R 2年 6月 8日

参与員 [REDACTED]

督促番号 あ 139

この度、ご連絡致したのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえ強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付承諾して戴く様お願いいたします。

東京法務管理局

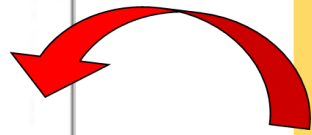
最終取り下げ期日 令和 2年 6月 18日

お問い合わせ窓口 03-[REDACTED]

千代田区霞が関1-2-1 受付時間9:00~20:00

お車での来庁はお控えください 駐車場は使用できません  
ハガキによる督促は効力です 法務局から通達がハガキで届くことは御座りません

絶対に電話しない!



封書が自宅に届き、  
中身を確認すると...

新たな架空料金請求に注意!



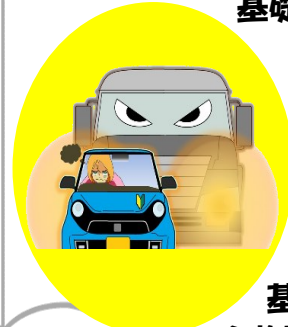
## さい銭盗連続発生! あおり運転の罰則新設!

ガスパバーナーで鍵付近を燃やして穴をあけ開錠。不審者発見の際は110番通報をお願いします。



妨害運転 (交通の危険のおそれ)

- ・ 3年以下の懲役又は50万円以下の懲役
- 基礎点数25点
- 免許取消し
- 欠格期間2年



- (著しい交通の危険)
- ・ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 基礎点数35点
- 免許取消し 欠格期間3年